

精神障害者の医療費助成について

経済的負担を軽減し、継続的な治療を支援するため、精神障害者の医療費（通院医療費及び入院医療費）の助成を行います。

（注）高齢者医療費、身体障害者及び知的障害者の医療費の助成制度等に該当する場合は、その制度が優先されますので、今回の助成制度の対象となりません。

精神障害者通院医療費の助成

対 象 者・・・自立支援医療（精神通院医療費）の受給者

助成内容・・・自立支援医療の自己負担額を全額助成

申請方法・・・医療機関で自立支援医療（精神通院）受給者証を提示のうえ治療を受け、一旦、窓口で自己負担分を支払い、その領収書を添えて福祉課へ申請してください。

申請に必要なもの・・・①精神障害医療費支給申請書

②指定医療機関、薬局の発行する領収書（原本）

精神障害者入院医療費の助成

対 象 者・・・精神保健福祉手帳（障害等級２級）を所持している方

助成内容・・・精神科での精神疾患治療のための入院にかかる医療費の２分の１を助成。

食事代・差額ベッド代・消耗品費等は対象外となります。高額療養費等が支給される場合は、その金額を差引いた額の２分の１が対象となります。

申請方法・・・一旦、医療機関で支払いし、その領収書を添えて福祉課へ申請してください。ただし、高額療養費が支給される場合は、高額療養費の手続き完了後に、その支給決定通知書等を添えて申請してください。

申請に必要なもの・・・①精神障害医療費支給申請書

②精神科医療機関の発行する領収書（原本）

（③高額療養費の支給決定通知書）

【申請窓口・問合せ先】福祉課（川北町保健センター）

電話 ２７７－８３８８（直通）